

令和7年度 政策企画室サービス規律確保推進委員会

日 時 令和7年6月16日（月）9時50分～

出席者 室長、理事、秘書部長、総務担当部長、企画部長、
政策調整担当部長、政策調査担当部長、市民情報部長、東京事務所長
秘書部秘書課長、企画部政策企画担当課長、市民情報部
広報担当課長、東京事務所副所長、秘書課総務担当課長
代理

議 題

- ・ 第34回大阪市サービス規律刷新プロジェクトチーム会議について
- ・ 令和7年度政策企画室における不祥事削減年間取組計画について

政策企画室服務規律確保推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、服務規律の確保、非行その他の不祥事の根絶に向けた職員の具体的取組を推進することを目的とする。

(政策企画室服務規律確保推進委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、政策企画室服務規律確保推進委員会(以下「服務推進委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第3条 服務推進委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 「政策企画室不祥事根絶プログラム」の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) その他、職員の服務規律の確保、職員の非行その他の不祥事の根絶のために必要となる措置を講ずること。

(組織)

第4条 服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、政策企画室長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、政策企画室理事をもって充てる。

4 委員は、秘書部長、総務担当部長、企画部長、政策調整担当部長、政策調査担当部長、市民情報部長及び東京事務所長をもって充てる。

(会議)

第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に服務推進委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 服務推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事は、服務推進委員会の所管事務について、委員を補佐する。

3 幹事は、秘書課長、総務担当課長代理、政策企画担当課長、広報担当課長及び東京事務所副所長をもって充て、幹事長は秘書課長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。

5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 服務推進委員会の庶務は、秘書部秘書課（総務グループ）において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 34 回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

次 第

令和 7 年 5 月 29 日（木）
午前 11 時 00 分～
本庁舎 5 階 特別会議室及び WEB

1 開 会

2 議 事

(1) 懲戒処分の状況について

(2) 任命権者別の重点取組の状況等について

(3) 今後の重点取組について

(4) その他報告について

3 閉 会

大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム名簿

(令和7年5月29日)

	職名	氏名
委員長	市長	横山 英幸
副委員長	副市長	山本 剛史
委員	浪速区長	武市 佳代
	平野区長	東中 秀成
	総務局長	吉村 公秀
	総務局人事部長	川村 証
	政策企画室長	西村 謙三
	健康局長	釧持 英樹
	こども青少年局長	佐藤 充子
	環境局長	井原 優子
	建設局長	寺川 孝
	大阪港湾局長	中小路 和司
	水道局長	坂本 篤則
	教育長	多田 勝哉
消防局長	橋口 博之	
事務局	総務局人事部人事課	

(順不同)

第34回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

ページ

- | | |
|----------------------|----|
| 1 懲戒処分の状況について | 1 |
| 2 任命権者別の重点取組の状況等について | 9 |
| 3 今後の重点取組について | 12 |
| 4 その他報告について | 13 |

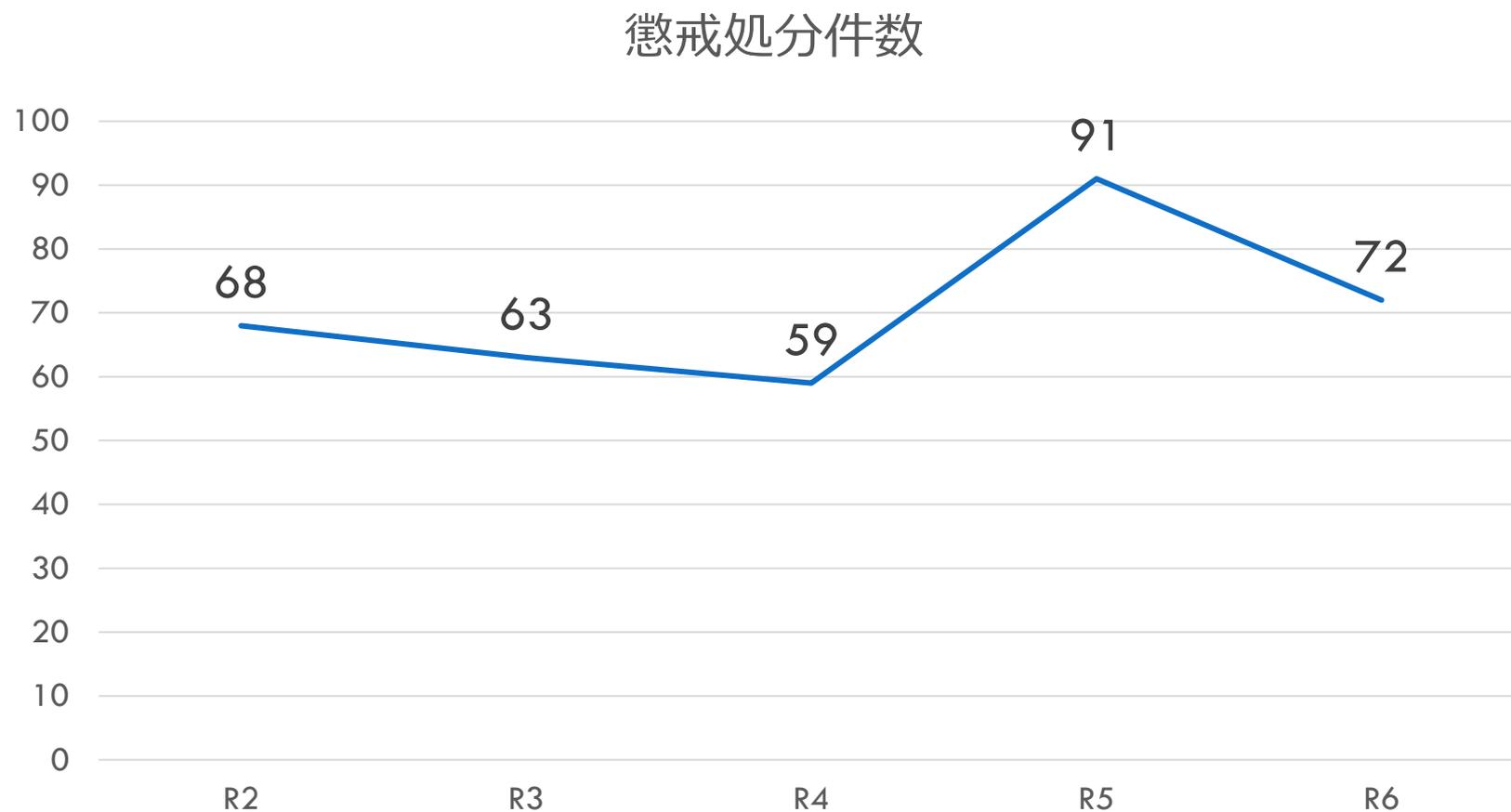
1 懲戒処分の状況について ～①件数の推移～

市長部局、水道局、消防局、市会・委員会を対象

期 間	処分件数
令和2年度（R2.4～R3.3）	68件
令和3年度（R3.4～R4.3）	63件※
令和4年度（R4.4～R5.3）	59件
令和5年度（R5.4～R6.3）	91件
令和6年度（R6.4～R7.3）	72件

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案64件を除いた件数

1 懲戒処分について ～①件数の推移～



➤ 令和6年度は懲戒処分件数が減少

(単位:件数)

○令和6年4月～令和7年3月 事案別・所属別・職種別の懲戒処分件数表

事 案			件数計	所 属 別			職 種 別						
				市長部局等	(内数) 消防局	学校園	1・3号				2号	消防 吏員	教員等
							課長 以上	課長 代理	係長	係員			
一般服務 関 係	①	喫煙	4	1		3		1					3
	②	マイカー通勤	3	1		2			1				2
	③	個人情報関係	0										
	④	不適正事務	2			2							2
	⑤	手当の不正受給	2	2						2			
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	2	1		1							1
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	4	2		2		1			1		2
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	8			8							8
	⑨	ハラスメント	7	7			2	1	3	1			
	⑩	収賄等	1	1						1			
	⑪	管理監督責任	4	4			2	2					
	⑫	その他	12	9		3	3		1	3	2		3
	合計	49	28	0	21	8	5	4	8	3	0	21	
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	10	8	4	2		1	1	2		4	2
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	4	4	1					3		1	
	⑮	横領・窃盗等	4	3		1				2	1		1
	⑯	賭博	0										
	⑰	薬物・大麻の使用	0										
	⑱	その他	2	1	1	1						1	1
		合計	20	16	6	4	0	1	1	7	1	6	4
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	1	1						1			
	⑳	交通法規違反 交通事故	2	1	1	1						1	1
		合計	3	2	1	1	0	0	0	1	0	1	1
総 計			72	46	7	26	8	6	5	16	4	7	26

(単位:件数)

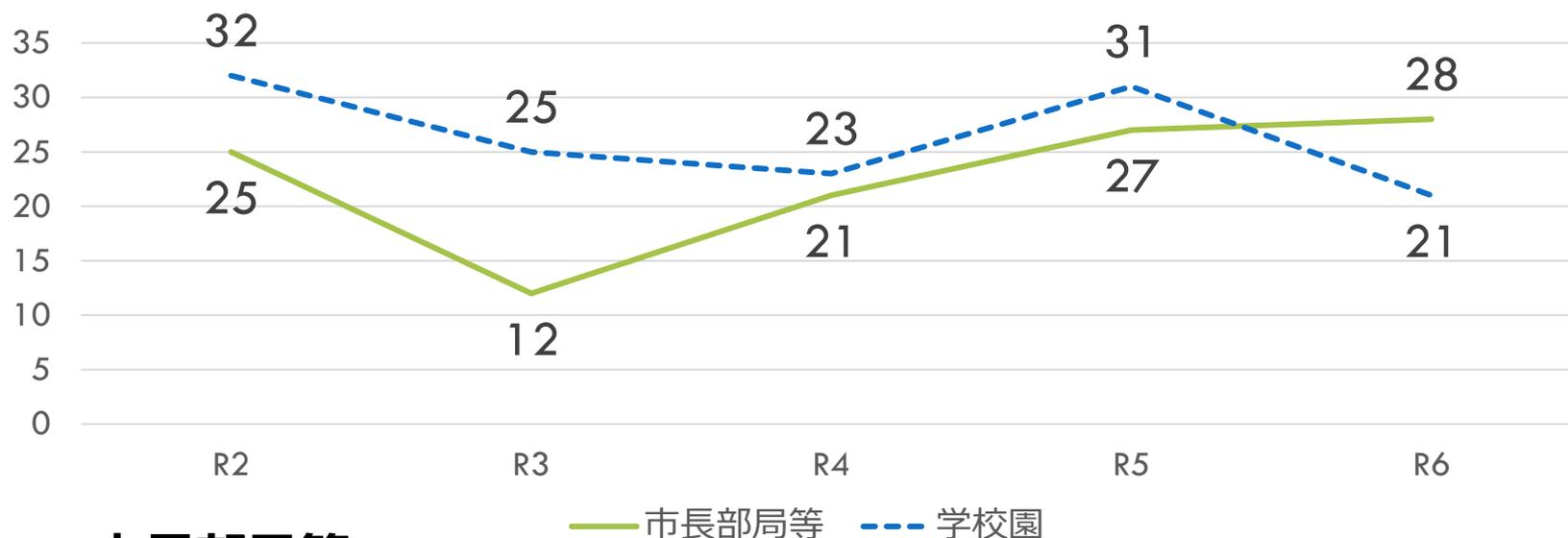
○令和6年度と令和5年度の事案別懲戒処分と比較

事 案		令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)				令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)				昨年度 との比較 ①-②	
		件数計 ①	所 属 別			件数計 ①	所 属 別				
			市長部局等	(内数) 消防局	学校園		市長部局等	(内数) 消防局	学校園		
一般服務 関 係	①	喫煙	4	1		3	1	1	1	3	
	②	マイカー通勤	3	1		2	3	2	1	0	
	③	個人情報関係	0				1		1	▲ 1	
	④	不適正事務	2			2	9	4	1	5	▲ 7
	⑤	手当の不正受給	2	2			2	1	1	0	
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	2	1		1	5	4	1	▲ 3	
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	4	2		2	9	6	1	3	▲ 5
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	8			8	15		15	▲ 7	
	⑨	ハラスメント	7	7			4	3	1	3	
	⑩	収賄等	1	1			0			1	
	⑪	管理監督責任	4	4			4	4		0	
	⑫	その他	12	9		3	5	2	1	3	7
	合計	49	28	0	21	58	27	4	31	▲ 9	
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	10	8	4	2	11	6	2	5	▲ 1
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	4	4	1		5	5	5	▲ 1	
	⑮	横領・窃盗等	4	3		1	7	3	2	4	▲ 3
	⑯	賭博	0				0			0	
	⑰	薬物・大麻の使用	0				1	1		▲ 1	
	⑱	その他	2	1	1	1	3	1	1	2	▲ 1
	合計	20	16	6	4	27	16	10	11	▲ 7	
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	1	1			0			1	
	⑳	交通法規違反 交通事故	2	1	1	1	6	4		2	▲ 4
		合計	3	2	1	1	6	4	0	2	▲ 3
総 計		72	46	7	26	91	47	14	44	▲ 19	

1 懲戒処分の状況について ～②懲戒処分の傾向～

一般サービス関係

※不適正事務、ハラスメントなど



➤ 市長部局等

⇒令和4年度から5年度にかけて増加し、令和6年度も増加、免職事案は1件（公金窃取）
ハラスメントについては令和6年度から外部通報窓口を設置したことにより認知件数
自体が増加している

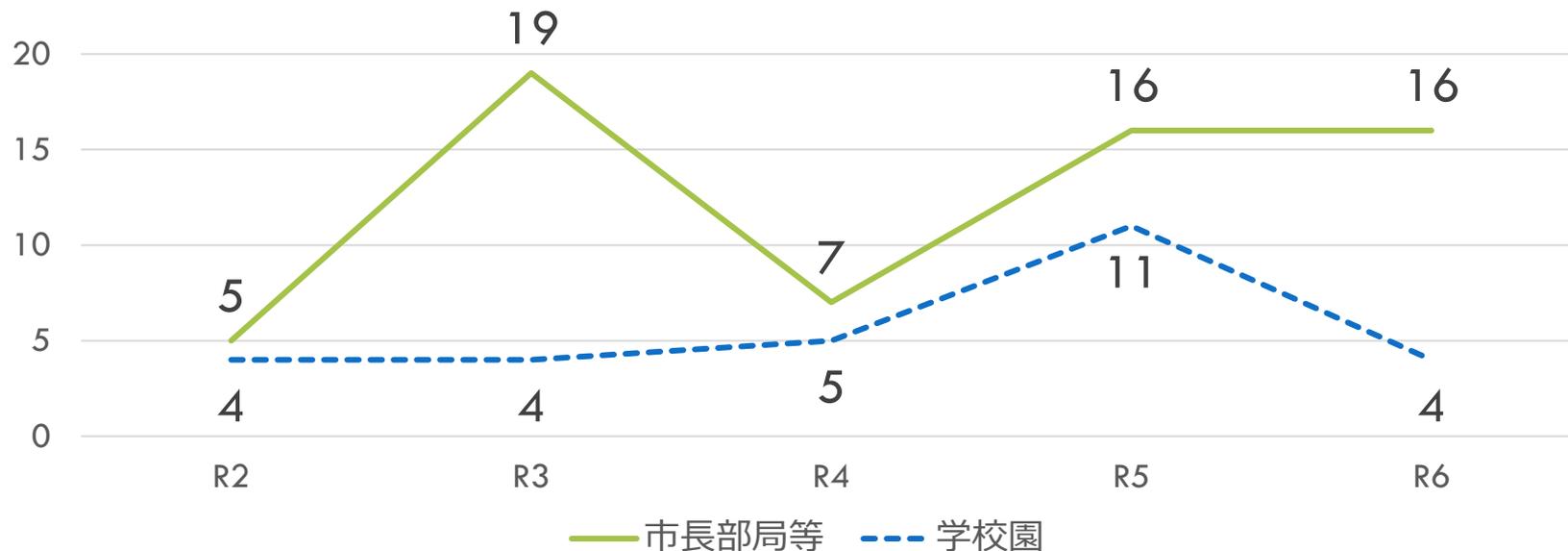
➤ 学校園

⇒令和4年度から5年度にかけて増加したが、令和6年度は減少
令和6年度発生件数のうち、2件は免職事案（児童生徒への非違行為）

1 懲戒処分の状況について ～②懲戒処分の傾向～

一般非行関係

※私事上のわいせつ行為、窃盗など



➤ 市長部局等

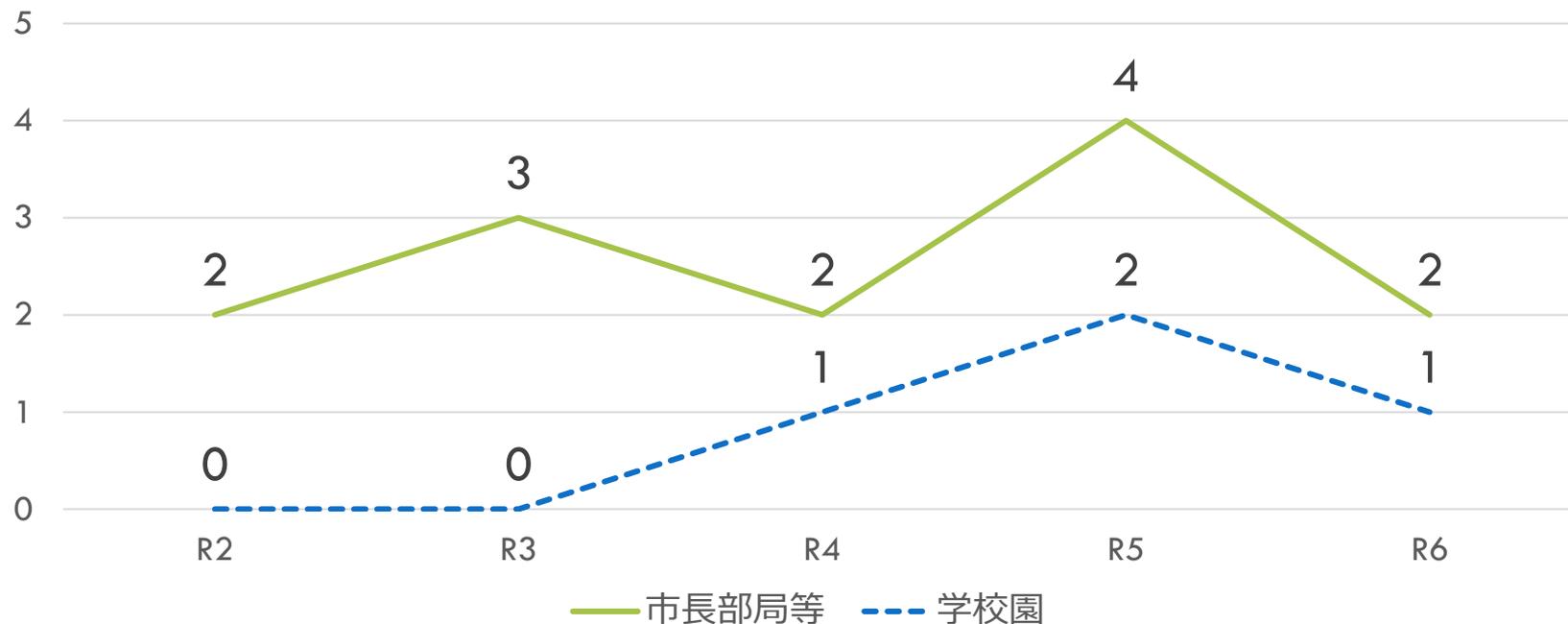
⇒ 令和4年度から5年度にかけて増加し、令和6年度は横ばい
令和6年度発生件数のうち、1件は免職事案（不同意性交等）

➤ 学校園

⇒ 令和4年度から5年度にかけて増加したが、令和6年度は減少
令和6年度発生件数のうち、3件は免職事案（窃盗、私事上のわいせつ行為）

1 懲戒処分の状況について ～②懲戒処分の傾向～

交通法規関係



➤ 市長部局等

⇒令和4年度から5年度にかけて増加したが、令和6年度は減少

➤ 学校園

⇒令和4年度から5年度にかけて増加したが、令和6年度は減少

令和6年度の1件は免職事案（無免許過失運転致傷等）

1 懲戒処分の状況について ～③今後の対応～

➤ 服務研修の内容の充実

⇒下記の取り組みにより、研修内容の充実を図る

- ✓ 特別職からのメッセージ動画を掲載する
- ✓ ハラスメントについて引き続き事例等を掲載する
- ✓ SNSでの誹謗中傷や不正アクセス、電動キックボード等の飲酒運転、オンラインカジノでの賭博など、近年社会でも問題となっている新たな犯罪・非違行為についても研修内容に盛り込む など

➤ ハラスメント通報窓口のさらなる周知

⇒令和6年度から設置したパワハラ外部通報窓口への通報件数が昨年度28件にのぼるなど、近年、ハラスメントの認知件数が増加傾向にあるさらなる周知を徹底し声をあげやすい職場環境をつくる

➤ 注意喚起メールの工夫・改善

⇒全職員に送付する毎月の注意喚起メールについて、職員の記憶や印象に残る啓発となるよう、文言を工夫・改善する法令改正やニュース等で取り上げられた時事問題についても適宜情報発信する

2 任命権者別の重点取組の状況等について

・ 重点取組期間：令和6年4月～令和7年3月

・ 重点取組事案

【市長部局等】

①飲酒時の非違行為

②ハラスメント事案

【学校園】

①教職員による児童生徒に対する非違行為

②ハラスメント事案

任命権者	処分件数 全体	重点取組①	重点取組②
市長部局等	46件（47）	7件（5）※	7件（3）※
学校園	26件（44）	8件（15）	0件（1）
合計	72件（91）		

（ ）は令和5年度の件数

※令和5年度1件、令和6年度3件は飲酒時のハラスメント行為であり、重点取組①と②のいずれにも該当するため両項目に計上

2 任命権者別の重点取組の状況等について

【全市的な取組】

✓ 市長からの指示・啓発

- ・市長がPT会議に出席し、全所属長に対し組織マネジメントの徹底を指示
- ・全職員に市長メッセージの発信

【市長部局等】（令和6年4月～令和7年3月）

✓ 服務研修において、重点取組事案の事例検討等を充実させ、さらなる周知徹底を図った。

⇒冒頭に副市長のメッセージ動画を掲載した。

ハラスメントについては、啓発動画を盛り込み重点的に取り組んだ。

<令和6年度実施研修>

・ 服務研修

局部長級、課長・課長代理級、係長級以下の3つの階層別にそれぞれ8月～9月の間で実施

- ・ 新規採用者研修（4月）、新任業務主任研修（7月）、中堅職員研修（11月）

✓ 毎月、全職員に対してメールで注意喚起を行った。

✓ 夏季、年末年始に重点取組事案を盛り込んだ綱紀保持の徹底についての通知を発出し、繰り返し啓発活動を行った。

2 任命権者別の重点取組の状況等について

【学校園】（令和6年4月～令和7年3月）

✓ サービス研修における重点取組項目の周知徹底

- ・ 校長、教員、教員内定者、学校事務職員、給食調理員、管理作業員 など

✓ サービス監察だよりの発行（6回）

- ・ 令和6年6月 サービス規律刷新PT会議の報告、サービス規律確保に向けた重点取組 など
- ・ 令和6年10月 児童生徒性暴力等防止の取組、パワハラ防止の取組について など

✓ 事務局職員による学校園への巡回監察（67箇所）

- ・ 新任校長の在籍する学校園など

✓ サービス規律の確保に関する通知・通達の発出

- ・ 毎月、懲戒処分事案を踏まえた注意点等を示した通知文を発出
- ・ 夏季期間や年末年始の時期に、法令等の遵守及びサービス規律の保持に関する通達を発出

✓ サービス規律刷新及び人材育成手法の改善検討WGでの取組

- ・ WGで作成した研修素材「事例検討シート」を活用して全校園で研修実施
- ・ 性加害対策の専門家を外部講師として招いて全校園長を対象に研修実施
- ・ 性加害傾向に気づくための「自己分析チェックシート」を配付、活用の促進

3 今後の重点取組について

重点取組事案（令和7年5月～）

任命権者	重点的に取り組む事案
市長部局等	① 飲酒時の非違行為 ② ハラスメント事案
学校園	① 教職員による児童生徒に対する非違行為 ② ハラスメント事案

【市長部局等】

① 飲酒時の非違行為

いまだ事案が発生しており、気の緩みやすい飲酒時において、公務員としての自覚を一層促す必要があるため、**継続**とする。

② ハラスメント事案

ハラスメント外部通報窓口の設置などにより相談・通報しやすい環境となり、認知件数自体が増加していると考えられる。今後もハラスメントのない誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組みが必要不可欠であるため、**継続**とする。

【学校園】

① 教職員による児童生徒に対する非違行為

体罰・わいせつ行為等の非違行為が引き続き発生しており、安全・安心な教育環境を実現するためには取組みが必要不可欠であるため、**継続**とする。

② ハラスメント事案

教職員が互いに尊重し、支えあい、誇りをもって働くことができる職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組みが必要不可欠であるため、**継続**とする。

4 その他報告について

不祥事根絶に向けた取組（大阪港湾局）

◆発生事案

IR用地の鑑定評価にかかる不適切な公文書管理
鯨死骸海上運搬処理業務委託の不適切な対応
差別発言及びマイクロSDカードの紛失

◆発生原因

- ・ 公文書管理や情報公開制度、契約事務の知識不足
- ・ マネジメントの不足
- ・ コンプライアンスの認識不足
- ・ 人権意識の不足

◆取組内容

○職員の意識・知識の向上に向けた取組

- ・ 文書管理に関する研修【全所属共通+局独自】
- ・ 契約事務に関する研修【局独自（契約管財局と連携）】
- ・ マネジメントに関する研修【局独自】
- ・ コンプライアンスに関する研修【局独自】
- ・ 人権に関する研修【全所属共通+局独自（市民局と連携）】

○ガバナンス強化に向けた取組

- ・ 組織・体制づくりの実施、更なる取組強化

4 その他報告について

不祥事根絶に向けた取組（消防局）

◆重点的な取組

- 飲酒時の非違行為の発生防止
- 外部専門家との連携

◆継続した取組

- 各消防署等におけるガバナンスの強化
 - ・部長級職員及び監察室による監察の実施
 - ・消防署長等による職場巡視や個別サービス指導の実施
- 職員の倫理意識の向上
 - ・各小隊等での日々のミーティングの実施
 - ・具体的な事例による「不祥事防止研修テキスト」によるサービス研修

◆組織・職員の抜本的な改革

一人の社会人としての基本的な資質、責任感を醸成するための
中長期的な人材育成体制の推進

【副委員長（山本副市長）メッセージ】

・現在、万博開催中ということもあり、世間からの注目がより本市に集まっている。一件の不祥事によって、市政全体に対する信頼は簡単に崩れてしまい、それを取り戻すのは難しいことを肝に銘じてほしい。

・職員が処分されて終わりということではなく、不祥事が発生することによって、対外的に厳しい折衝をしている部署に与える影響は非常に大きい。断固たる姿勢で、全市を挙げて不祥事の根絶に取り組んでいかなければならない。

・重点取組として掲げている「飲酒時における非違行為」については、今後、夏場に向けて飲酒の機会も増えると思うので、勤務時間の内外を問わず、職員1人1人がこれまで以上に大阪市職員としての立場を自覚し、高い倫理観をもって、責任ある行動をとるよう、各所属職員の綱紀保持の徹底に務めていただきたい。

・飲酒すると言動が変わる、大きな声を出すという特性を持った職員がいるのは事実。所属長の皆さんが職員1人1人に目配りをするというのは難しいと思うので、それぞれのチームの長である課長を中心に、職員の特性も十分に把握していくことが大事である。職員の数が非常に多い職場もあるが、工夫をして1人1人の職員とのコミュニケーションに努めていただきたい。

・もう一つの重点取組である「ハラスメント事案」については、今、働き方改革ということで、職員の能力を最大限に発揮し、仕事の成果を上げるように取り組んでいる。そのためには、職場の心理的安全性が非常に大事である。

・もう1つ大事なことは、ハラスメントが起きた場合の処理を迅速に行うこと。被害にあっている職員は苦しんでおり、長引けば立ち直りが遅くなるため、組織として早く対応していただく必要がある。

・重点取組ではないが、不適正事務も無くならない状況である。様々な原因は考えられるが、原因の1つとして長年同じ職場にいて慣れや甘えが生じ、気が緩んでいくこともあると思う。特に少人数の職場や目の届きにくい離れた職場で長年在籍することにならないように、人事異動を定期的に行っていただきたい。

・各所属長におかれては、適切な組織マネジメントを行っていただき、市民に信頼される市政の実現に向けてさらに尽力していただくようお願いする。

令和7年6月6日

所 属 長 様

総 務 局 長

職員の服務規律確保に向けた重点取組について

標題について、令和6年度において、市長部局等では、「飲酒時の非違行為」及び「ハラスメント事案」の発生の防止に向けて、重点的に取り組んできましたが、結果として、「飲酒時の非違行為」が7件（令和5年度：5件）、「ハラスメント事案」が7件（令和5年度：3件）と増加しました。

これらの状況も踏まえ、令和7年5月29日に開催された[第34回服務規律刷新プロジェクトチーム会議](#)において、市長部局等は、気の緩みやすい飲酒時において公務員としての自覚を一層促す必要があること、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて切れ目なく取り組む必要があることから、今後も引き続き、「飲酒時の非違行為」「ハラスメント事案」の発生防止に向けて重点的に取り組みます。

つきましては、総務局人事部人事課や服務規律刷新プロジェクトチーム事務局から全職員メールにより周知に努めますが、所属においては、所属長が先頭となり、職員に別紙記載の「重点取組項目」について周知徹底するとともに、非違行為があった場合には厳正に処されうることを、今一度、職員一人ひとりに対して認識させていただくとともに、管理監督の立場にある職員に対しては、その責任の重大さを十分自覚させ、職員の指揮監督に一層努めるよう指導を徹底し、非違行為の防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、別途、服務規律刷新プロジェクトチームより所属長あてに依頼している「不祥事削減に向けた取組」の策定・実施については、所属の状況に応じて、重点取組を踏まえた上で、対象職場や実施頻度を具体的に定めて取り組み、不祥事根絶に向け万全を期してください。

担当：総務局人事部人事課
池田・石田
電話番号：6208-7516

今後の重点取組項目について

令和7年5月29日に開催された第34回サービス規律刷新プロジェクトチーム会議において、引き続き、**①飲酒時の非違行為、②ハラスメント事案の発生防止**に向けて重点的に取り組むこととなりました。

下記の内容について留意のうえ、職員ひとりひとりが公務員としての立場を自覚し、高い倫理観を持って、市民から信頼される市政をめざしましょう。

①飲酒時の非違行為の発生防止に向けて

(行動編)

- ・飲酒時や飲酒後の行動についてその場でお互いに注意喚起する。
- ・飲酒時には気が大きくなることもあり、通常であれば行わない言動をしまいパワハラやセクハラにつながる可能性があることを認識する。
- ・飲酒後は自動車だけでなく、電動キックボードや自転車にも乗らない。

(意識編)

- ・飲酒時は判断力や思考力が鈍るということを常に意識する。
- ・自身の飲酒適正量を把握し、前後不覚になるまで飲まないように意識する。

※気の緩みやすい飲酒時において、勤務時間の内外を問わず、職員一人一人がこれまで以上に大阪市職員としての立場を自覚し、気を引き締めて、責任をもった行動をとってください。

②ハラスメント事案の発生防止に向けて

- ・お互いの人格を尊重し、お互いが職場のパートナーであるという意識をもつ。
- ・言動の受け止め方には個人で差があるということを意識し、相手に応じた発言、接し方を心掛ける。
- ・「ハラスメント」に該当するかもしれないに関わらず、職場環境を悪化させかねない言動は厳に慎む。
- ・職場における言動だけでなく、時間外の言動や行政サービスの相手方にも注意する。
- ・気が緩みやすい飲酒時のハラスメント行為に気を付ける。
- ・ハラスメント事案を見聞きした場合は、見過ごさず声をかけるなど、快適な職場環境づくりを徹底する。
- ・職員が声を上げやすいように、ハラスメント外部通報窓口及び所属内相談窓口の周知に努める。

(参考) 庁内ポータル情報

[総務局](#)>[人事関係情報](#)>[カテゴリ:05 懲戒・サービス関係](#)>[職場におけるハラスメント等](#)

「懲戒処分に伴う生涯賃金への影響額」や「主な処分事例」について、

[庁内ポータル](#)に掲載しています。ぜひご一読ください！

◆令和7年度 政策企画室における不祥事削減年間取組計画

種別	①重点取組		②風通しのよい職場づくりの取組			③その他の取組		
	事業名	飲酒時の非遵行為発生防止の取組	ハラスメント防止研修	所属長・部長からのメッセージ	メンバー紹介	交流事業	通勤	不適切事務の防止に向けた研修等
対象者	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員		
実施方法・テーマ等	・飲酒時の非遵行為発生防止にむけたチラシを作成、周知 ・周知方法は、メール送信	・相談員からハラスメント防止にむけた研修を実施	【実施方法】 全職員あてメッセージをメール送信及び政策企画室チームサイトに掲載 【テーマ】 風通しのよい職場づくりに向けて、日々感じること、職員に伝えたいことなど	・各担当のメンバー紹介を作成、周知 ・周知方法は、メール送信及び政策企画室チームサイトに掲載	・衛生委員会と連携して、職員間のコミュニケーションを図るためのイベント等を実施	・通勤定期、利用実績の検査・確認	・実務担当者(係員)を対象に計理、契約事務及び公文書管理にかかる室内研修を実施 ・室内等で発生した不適切事務の詳細等を室内で共有(随時)	
4月					随時	抜き打ち		
5月								
6月								
7月	○		(7月中旬)櫻井理事					
8月			(8月中旬)大澤部長					
9月			(9月中旬)山口部長	○				○
10月			(10月中旬)森山部長					
11月			(11月中旬)川前部長					
12月	○	○	(12月中旬)大塚部長					
1月			(1月中旬)忍部長					
2月			(2月中旬)高村所長					
3月			(3月中旬)西村室長					